

議案第74号

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に
関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年8月30日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年南あわじ市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 5 条第 16 項」を「第 5 条第 15 項」に改め、同条第 2 号中「第 5 条第 4 項第 4 号」を「第 5 条第 4 項第 5 号イ」に改め、同条第 3 号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第 4 号中「第 5 条第 4 項第 4 号」を「第 5 条第 4 項第 5 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 地域再生計画 法第5条第16項の規定により認定を受けた地域再生計画である「ひょうご本社機能立地支援計画」をいう。</p> <p>(2) 地方活力向上地域 地域再生計画に記載された法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいう。</p> <p>(3) 認定事業者 地方活力向上地域内において、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>の認定を受けた同条第4項に規定する事業者をいう。</p> <p>(4) 特定業務施設 法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第3条 地域再生計画が公示された日(平成27年10月8日)から<u>平成30年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により認定を受けた認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までの間に法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、新設し、若しくは増設し、又は取得した固定資産に対して課する</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 地域再生計画 法第5条第15項の規定により認定を受けた地域再生計画である「ひょうご本社機能立地支援計画」をいう。</p> <p>(2) 地方活力向上地域 地域再生計画に記載された法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域をいう。</p> <p>(3) 認定事業者 地方活力向上地域内において、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>の認定を受けた同条第4項に規定する事業者をいう。</p> <p>(4) 特定業務施設 法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第3条 地域再生計画が公示された日(平成27年10月8日)から<u>平成32年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により認定を受けた認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までの間に法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、新設し、若しくは増設し、又は取得した固定資産に対して課する</p>	

固定資産税の税率は、南あわじ市税条例（平成 17 年南あわじ市条例第 69 号）第 62 条の規定にかかわらず、100 分の 0.14 とする。

2 略

第 4 条以下 略

固定資産税の税率は、南あわじ市税条例（平成 17 年南あわじ市条例第 69 号）第 62 条の規定にかかわらず、100 分の 0.14 とする。

2 略

第 4 条以下 略

議案第75号

南あわじ市保育所等運営事業者選定委員会条例制定について

南あわじ市保育所等運営事業者選定委員会条例を別紙のとおり制定する。

平成30年8月30日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市保育所等運営事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 南あわじ市が運営する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する教育・保育施設(以下「市立保育所等」という。)の民営化に関し、適正な運営事業者を選定するため、南あわじ市保育所等運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、市立保育所等の民営化に関する次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 市立保育所等の運営事業者選定の基準に関すること。
- (2) 市立保育所等の運営事業者選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営事業者選定に関し市長が必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉の分野において専門の知識又は経験を有する者
- (2) 法人の会計に関する専門知識を有する者
- (3) 保育・幼児教育の関係者
- (4) 市立保育所等入所児童の保護者を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による答申が提出される日までの期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己若しくは配偶者又は三親等内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会が特に必要であると認めるときは、公開しないことができる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部子育てゆめるん課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正)

- 3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成 17 年南あわじ市条例第 33 号) の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

保育所等運営事業者選定委員会委員	日額 8,000 円
------------------	------------

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行		改 正 案		備 考
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）		
区分	報酬の額	区分	報酬の額	
教育委員会～いじめ問題調査委員会委員 略		教育委員会～いじめ問題調査委員会委員 略		
		保育所等運営事業者選定委員会委員	日額8,000円	

議案第76号

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年8月30日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

南あわじ市福祉医療費助成条例（平成17年南あわじ市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「保険者たる国、地方公共団体」を「保険者たる地方公共団体」に改める。

第5条第2号中「額。以下同じ。）」の次に「（当該所得割の額を課された者が賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有していた者であるときは、その者を賦課期日において本市の区域内に住所を有していた者とみなして算定した額。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南あわじ市福祉医療費助成条例の規定は、平成30年7月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

南あわじ市福祉医療費助成条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（<u>保険者たる国、地方公共団体</u>を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付（以下「医療保険以外の国等の給付」という。）が行われないときに限る。）をいう。</p> <p>(10)～(19) 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>(所得による給付制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（<u>保険者たる地方公共団体</u>を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付（以下「医療保険以外の国等の給付」という。）が行われないときに限る。）をいう。</p> <p>(10)～(19) 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>(所得による給付制限)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。</p>	

(1) 略

(2) 重度障害者については、重度障害者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第 314 条の 7、同法附則第 5 条の 4 第 6 項、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項及び同法附則第 7 条の 2 第 4 項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額。以下同じ。）の合計額が 23 万 5,000 円以上であるとき。

(3)・(4) 略

第 6 条以下 略

(1) 略

(2) 重度障害者については、重度障害者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第 314 条の 7、同法附則第 5 条の 4 第 6 項、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項及び同法附則第 7 条の 2 第 4 項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額。以下同じ。）（当該所得割の額を課された者が賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有していた者であるときは、その者を賦課期日において本市の区域内に住所を有していた者とみなして算定した額。以下同じ。）の合計額が 23 万 5,000 円以上であるとき。

(3)・(4) 略

第 6 条以下 略

議案第 77 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 8 月 30 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例

南あわじ市介護保険条例（平成 18 年南あわじ市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 1 号被保険者」を「法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）」に改め、同条第 1 項第 6 号ア中「（という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 項中「（昭和 32 年法律第 26 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 7 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

南あわじ市介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略 (保険料)</p> <p>第7条 平成30年度から平成32年度までにおける保険料は、次の各号に掲げる<u>第1号被保険者</u>の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,320円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>第8条～第23条 略</p>	<p>第1条～第6条 略 (保険料)</p> <p>第7条 平成30年度から平成32年度までにおける保険料は、次の各号に掲げる<u>法第9条第1号に規定する第1号被保険者</u>(以下「<u>第1号被保険者</u>」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,320円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)<u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)</u>が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>第8条～第23条 略</p>	

附 則

1～5 略

6 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

7以下 略

附 則

1～5 略

6 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

7以下 略